



●大分県宇佐市が史跡指定している宇佐海軍航空隊落成式の跡地に機体を置き、敵機から隠す屋根もあったという。造成予定地でいずれ消失する見通しだ

■主な保証法に基づく戦跡対象

旧陸軍大刀洗飛行場跡
(福岡県筑前町など)
川棚魚雷艇訓練所跡
(長崎県川棚町)
隈庄飛行場の弾薬庫跡
(熊本市)
人間魚雷「回天」大神訓練基地跡
(大分県日出町)
内之浦臨時要塞跡
(鹿児島県肝付町)

戦争遺跡保護歴史認識の壁

九州の1000件中、対象は65件

読み解く

敗戦から73年がたち、戦禍の記憶が薄れる中、旧日本軍の施設遺構など「戦争遺跡」の保護の在り方が課題になっている。

軍事的要衝が点在した九州には、千件以上の戦跡が残るところである。

が、文化財保護法に基く保護

対象となっているのは九州7県

で計65件にとどまる。国の保存基準がなく、文化財としての価

値判断が困難と考える傾向が自

然とあるほか、戦跡によって

は日本の加害責任を巡る歴史認

識の違いから市民の反発を招く

懸念もあり、行政側が及び腰にな

っている事情がある。

割れる評価、行政及び腰

では優に千件を上回る戦跡があるといふられる。

がある。

がある。